

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び香芝市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市規則第33号

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び香芝市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「後8週間」を「以後1年」に改める。

- (1) 香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第5号）別表第2の13の項
- (2) 香芝市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第3号）別表第3の8の項

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。